

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成29年10月20日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社デンコードー
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーズデンキ釜石店 釜石市鈴子町35番地1ほか
- (3) 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名
- (4) 変更の年月日 平成29年6月20日
- (5) 変更の理由 建物設置者の代表者の交代によるほか

2 届出年月日 平成29年10月5日

3 縦覧場所 沿岸広域振興局経営企画部及び釜石市役所